

新学級 経営の基礎知識

学習に遅れがち子どもへの対応

学級担任として注意深く観察し、より手厚く指導したい子どもに、「学習に遅れがち子ども」がいます。

例えば、学習につまずいている子ども、ほかの子どもと比べて作業に時間がかかる子ども、ほかのことに気がとられて集中して取り組めない子どもなどがいます。日本語が十分理解できない子どもが在籍していることもあります。これらの子どもに担任はどのように対処したらよいのでしょうか。

多様な子どもの存在に気づくことは子どもたちを丁寧に観察していることであり、子ども理解が深まっている証しです。こうした優れた観察力や理解力は教師として褒められることです。

つまずいている子どもには、モデルとなる子どもの意見を紹介する。作業の遅い子どもには時間を与えたり、友だちと取り組むようにする。集中力の欠けている子どもにはいま取り組むべき課題を改めて確認させるなど、子どもの状況に応じた手だてをとりまします。

学級には多様な子どもが共に存在していますから、その場でほかの子どもに働きかけ、関わりをつくる方法もあります。こうした手だてを予め想定しておくこともできますが、実際の授業では、その場で指導方法を考え対処しなければなりません。教師には臨機応変に対応する能力が求められます。

子どもの状況に応じて個別に指導・助言する指導者を配置することも必要になります。この場合には、学校としての指導体制や教育委員会の支援が求められます。学習に遅れがち子どもには学級担任がひとりで抱え込まず、学校の指導方針を定め、具体策を考えて全校体制で対応することが重要です。

教育の動向

文部科学省は「学校における安全点検要領」を公表しています。これは学校で発生するさまざまな事故を防止するために、各学校が質の高い有効性のある安全点検を行う際に参考となるよう作成したものです。

「安全点検要領」は「いつでも」、「どこでも」、「短時間」で、安全点検の方法を「見て」、「学び」、「実践できる」ように工夫されています。誰でも気軽に見ることができるようウェブ公開されています。

「要領」は、安全点検の考え方、種類と対象、方法、事故等情報の共有、安全点検表の活用などが解説されています。点検結果をデジタル化し、集計

文科省の「安全点検要領」

作業が効率的にでき、結果を速やかに把握できるよう工夫されています。

また、外部の専門家を活用する。教職員の負担軽減に資する。児童・生徒の視点を取り入れる。地域や保護者等と連携する。PDCAサイクルを生かすなど、安全点検を多様な視点から実施することを求めており、それらの具体的な事例が多数紹介されています。

本「要領」は活用することにより、すべての教職員の安全意識を高めるとともに、実効性のある安全点検を実施することができます。学校を事故のない安全な居場所にするため、まずは「要領」をもとに校内で研修の機会を設けてはどうでしょうか。

連載 先人の残した言葉 18

道元

学道の人……問うべきを問わず、言うべきを言わずして過ごしなば、我損なるべし。

鎌倉時代に曹洞宗を開いた禅僧・道元の言葉です。この言葉は師と弟子の関係について述べたもので、「仏の道を学ぼうとする人は、……教える人に対して、聞くべきことを聞かず、言わなければならないことを言わないで過ごしたならば、だれでもない、自分が損である」という意味です。

このような考え方を、子どもと教師との関係にあてはめると、「子どもは疑問に思ったことやわからないことをそのまましておかないで、教師に質問し、納得するまで聞くことが大切だ」ということになります。

一方、このことは教師に対して、「教師は子どもがどのようなことでも聞いてくる受容的な姿勢をもって、子どもの質問を受け入れ、それに対して納得できる受け答えをしなければならない」ということ

をいっています。

質問することは疑問の表出と解決の意思表明だといえます。自らの学びを深化させようとしている優れた行為です。質問するにはそのことについてある程度の知識があり、理解していなければなりません。質問できることはそれだけですでに立派なこと

です。こうした道元の教えは「聞くは一時の恥、聞かぬは末代の恥」ということわざにも通じるものでしょう。

子どもの質問は教師の指導の足りなさを指摘しているものと受けとめることもできます。質問を聞いて、それまでの説明や指導の仕方の不十分さに気づくことができますから、質問は教師が次の指導を考えるための好材料だといえます。

ばんけい

教育ほつとにゅーす

かわら版

こみち 教育の小径 No.198

2025 April

4月号



(一財)総合初等教育研究所参与

北 俊夫先生



今月のことば

勝って兎の緒を締めよ

事がうまくいったからといって気を緩めたり、油断したりしてはいけない。さらに心を引き締めて慎重に事に当たれということです。油断は大敵です。

学校における安全教育の充実 —多様な課題にアプローチを—

- 「学校安全」は、自ら安全に行動し、自他や社会の安全に貢献する資質・能力を育成する「安全教育」と、安全な教育環境を整備する「安全管理」から構成されます。
- 「学校安全」は、主に生活安全、交通安全、災害安全の3つの分野があります。それぞれに安全教育に関わる課題があり、多様なアプローチが求められます。

子どもたちにとって、学校は安全でかつ安心して学び、生活できる場所でなければなりません。にもかかわらず、学校で不慮の事故等によって多くの死亡事案が起きています。平成28年(2016年)度から令和4年(2022年)度のあいだに、全国の小学校、中学校、高等学校で少なくとも456件の死亡事故が起ったという新聞報道もあります。

学校を安心・安全な教育環境に整備し維持することは、各学校や教育委員会の重要な役割です。併せて、事故や事件、災害から「身を守る力」や将来にわたって安全に「生きぬく力」を子どもたちに育むことは学校教育に課せられた重要な課題だといえます。

ここでは、これまで学校で取り組まれてきた「安全教育」に関わる基本的な考え方を改めて整理し、社会の変化に伴って浮上してきた新たな課題について検討します。

学校安全の意義とねらい

「学校安全」とは、家庭安全、企業安全、地域安全などと同様、学校での子どもの安全のことをいいます。学校の施設・設備をはじめ、教育課程(教育活動)に関連して発生する、子どもの安全に関わるさまざまな事象や対処

や課題などを総称したものです。

学校安全には、次の2つの意義があります。いずれにも基盤に子どもの生命尊厳が位置づいています。

1つは、子どもたちが自らの行動や社会に存在するさまざまな危険を察知したり制御したりして、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできる資質や能力を育成することです。これは一般にいわれている「安全教育」にあたります。学校安全の主にソフトの面です。

いま1つは、子どもたちの安全を確保するために、子どもたちを取り巻く環境を安全に整えることです。この分野は「安全管理」といわれます。

「安全教育」と「安全管理」は学校安全の両輪だといえます。両者の活動を円滑に進めるための、いわばエンジンにあたる部分が「安全組織」です。学校においては学校安全計画を策定した推進体制のことです。

「安全教育」と「安全管理」は、ともに子どもたちの安全を守るための重要なキーワードです。下記の3つの段階(事前、発生時、事後)における危機管理に対して、それぞれの段階で、「安全教育」と「安全管理」の両面から取り組む必要があります。

- 事前の危機管理 安全な環境を整備し、事件・事故・

災害の発生を未然に防ぐことです。

●発生時の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えることです。

●事後の危機管理

危機が一旦収まったあと、心のケアや授業再開、復旧活動など通常の生活の再開を図るとともに、教訓を引き出し、今後に生かすなど再発の防止に努めることです。

危機管理を時系列で捉えたとき、これらのうちもっとも重要な場面は「予防こそ最大の危機管理」といわれるように「事前の予防」です。これを身近なことにたとえれば、病気になったりけがをしたりしないための事前の予防に当たります。事故や災害などへの安全管理を人間の健康管理に置き換えれば、予防し備えることの大切さを納得することができるでしょう。

学校安全が対象にしているもの

学校安全は何を対象にしているのでしょうか。主な対象や内容は、子どもたちが学校生活においてどのような事件や事故、災害などに遭遇する可能性があるかを考えることによって明らかになります。文部科学省が発行している「生きる力」をはぐくむ学校での

INFORMATION

2つのモードを指導に合わせて使える!

PuYoLi CBTデジタル問題



ばんけい
2025年度
新企画

すきま時間
自主学習
にぴったり!

体験版は
こちら▶

テスト・ドリル無料付録

「教育の小径」の
すべてのバックナンバーを
文楽堂ホームページから
お読みいただけます。

お知り合いの先生にも
お勧めください。



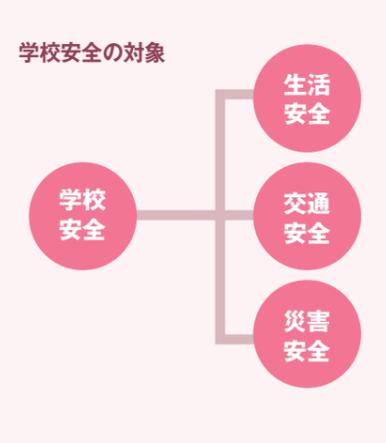
ばんけい 教育の小径 検索

編集後記

年度変わりの初号は、毎年4月特大号をお届けしています。年度が変わるこの時期、子どもたちだけでなく、大人も生活環境が変わる人が多くいます。子どもたちは慣れない道を歩き、大人は慣れない道を運転したり慣れない場所で仕事をしたり。より安全に気を使わなければならないこの時期。北先生の冷静な筆致に、子どもたちの安全を願う熱い思いがこもっていると感じました。(H記)

企画・編集：ばんけい教育研究所
発行：株式会社文楽堂
発行日：2025年4月1日

安全教育』(平成31年)によると、次の3つがあげられています。



1つは「生活安全」です。これは日常生活で起こる事件や事故災害です。理科室には塩酸など危険な薬品が保管され、実験などで使用されます。家庭科室には、包丁やガス・電気によるコンロが置かれています。調理実習ではこれらの道具が使用されます。体育科では、鉄棒や跳び箱などけがを伴う運動種目が扱われます。プール指導も行われます。図画工作科の授業では、彫刻刀やのこぎりなど使い方を誤るとけがをする危険な道具が使われます。

社会科や生活科、総合的な学習の時間などでは、自動車が行き来する地域での見学や観察など校外学習が行われています。子どもたちは、休み時間や放課後に校庭の遊具で遊びます。使い方を誤ったり遊具が朽ちていたりすると、けがをすることがあります。

これらのほかに、廊下の板が剥がれていたり壁などにクギが出ていたり、さらに床が濡れていたりしていると思わぬけがをします。

このようにみえてくると、子どもたちの学校生活はさまざまな事故やけがなど危険と隣り合わせだといえます。

さらに、登下校時に自動車の通る危険な道路を歩いてきたり、踏み切りや幅の広い道路を横断してくる子どもたちもいます。冬季には日暮れが早くなり、下校時に薄暗くなることもあります。雪や氷で滑りやすい道を通ってくる子どももいます。生活安全には、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容として位置づけられています。

2つは「交通安全」です。これはさまざまな交通場面において、危険を察知したり回避したりして事故を防ぐための安全対策です。わが国は、これまで地域の警察署や交通安全協会、住民の協力を得ながら、交通安全教育に地道に取り組んできました。横断歩道や踏み切りの渡り方や自転車の正しい乗

り方など、特別活動の時間などに指導してきました。また、近年登校時に暴走した自動車で事故に遭遇するなど痛ましい事案が多発しています。歩行者が安全に安心して歩くことのできる道路環境の整備や信号機の設置など、地域の安全対策が求められています。

3つは「災害安全」です。これは身の回りに発生するさまざまな災害から身を守ることです。一般に防災教育といわれています。ここでの防災対策には次の2つがあります。1つは、地震、津波、火山噴火、台風や豪雨、豪雪、土砂くずれなどによるものです。自然が引き起こす災害を防止し、減災することです。いま1つは、火災など主として人間の不注意から起こる災害の防止です。従来から、前者を「天災」、後者を「人災」といわれてきました。人為的なミスで発生した自然災害は“人災”といわれることもあります。

なお、災害安全には原子力災害が含まれています。原子力発電所が立地している地域の学校では、従来から安全対策が課題になっていました。

このように、学校で取り上げられる「安全対策」の対象(領域)は、主に生活、交通、災害の3つがあり、それぞれに安全管理と安全教育の2つが位置づいています。

さらに、これらのほか、学校給食における食中毒の防止や子どものアレルギーへの対策、喫煙の防止(薬物乱用も含まれる)、児童間や対教師への暴力行為の防止なども、学校安全に関わる指導の対象になります。これらは、給食指導、保健指導、生徒指導等の課題として取り上げられています。このうち、学校給食の時間に、食物アレルギーの子どもやうずらの卵をのどに詰まらせた子ども、0157による食中毒になった子どもなどが死亡するという痛ましい事故が発生しています。

学校における安全教育は、多様な視点からアプローチすることが求められます。以下、生活安全、交通安全、災害安全のそれぞれについて、今後特に配慮すべき事項や取り組みたい課題などを検討していきます。

生活安全に関わる課題

子どもたちの生活や学習の場である学校は、教師の管理下にあります。その意味でも学校は安全なところでなければなりません。学校を安全な教育環境として整備・維持するためには日ごろの「安全点検」が欠かせません。

子どもは教師がまったく想定してい

ない思わぬ行動をとり、けがをすることがあります。子どもの目線で子どもたちの行動を想定し、校舎内外の安全点検を行うことが求められます。安全点検は環境の変化等を考慮すると、月に1回定期的に実施します。点検日は年度当初に年間の教育計画に位置づけておきます。予め「安全点検カード」を作成し、点検箇所を複数の教職員で分担し、輪番に実施します。

学校における安全点検は校舎内と校舎外に分けます。前者には各教室をはじめ、理科室や家庭科室、工作室、体育館、プールや更衣室、給食調理室、廊下や階段、昇降口、屋上などさまざまな箇所があります。それぞれの場で、備品の保管状況や施設・設備の状態を点検します。防火壁(扉)が正常に作動するか。消火器の使用期限が過ぎているか。消火栓はいつでも使用できるかなど消防署の職員の協力を得て、校内で点検・確認します。

点検する際には、地震など災害が発生したときのことを想定します。例えば理科室の塩酸や硫酸などの入った薬品戸棚の点検に当たっては、地震などの揺れで薬品が倒れたり落下したりしないかなど細部にわたって観察し、結果を記録しておきます。また、戸棚に鍵が掛けられているか。鍵が一定のところに保管されているか。鍵の保管者が明確になっているかなども確認します。異常なところを発見したときには、管理職や担当者に状況を報告し、早急に補強し改善します。

次に、校庭や学級園、塀や樹木など校舎外にも目を向けて、安全な状況かどうかを点検します。紙類が置かれていたり、物が散乱したりしていると、放火などを誘発することもありますから、整理・整頓しておきます。砂場は体育科の時間に使用したり、子どもたちが砂遊びをしたりします。危険な物が入っていないか。清潔な状態かなど念入りに観察し点検します。体育科の器具や遊具なども対象にします。

校舎内外の安全点検を実施する際には、専門家の力を借ります。役所の担当者をはじめ、警察署、消防署、地域の自治会などの協力を得るようにします。金属の疲労や腐食状況など、一般の人には見ても分からない部分に助言を得ることができます。

学校の管理下で発生した事故や災害などは、日本スポーツ振興センターから、その子どもの保護者が災害共済給付(治療費や見舞金など)を受けることができます。このことは、事故等に対して学校の管理責任が問われること

を意味しています。

生活安全には、事件や誘拐なども含まれています。子どもたちが登下校する道路や事件などを誘発する場所がないかを観察・点検します。

日ごろから関係機関の協力を得ながら地域の安全点検を行い、危険な箇所や事故を起こしやすい場所などの情報を子どもたちや保護者に伝えるようにします。

交通安全に関わる課題

かつて、交通事故が多発し、多くの犠牲者が出たことから、「交通戦争」などいわれた時期がありました。そのころは、学校においても交通安全教育が熱心に行われました。

新1年生が入学して間もなく交通安全教室を地域の警察署などと協力して開催したというニュースは耳にしますが、その後も交通安全教育が継続して行われているのでしょうか。また、ほかの学年では交通安全教育がどの程度行われているのでしょうか。かつてほど、計画的に行われなくなったのではないかと思われます。

次のような事案がありました。下校途中に交通事故に遭った子どもの保護者が「学校で交通安全教育を行っていたのか」と、学校の交通安全教育の不備を指摘したことがありました。このときには、その子どもの学級担任が作成した週案簿に「交通安全指導」を実施した記録が残されていたので、重大な事案にはなりませんでした。

子どもたちの登下校時は学校の管理下です。毎日どのような道路を通って来ているのか。その道路環境はどうなっているのか。危険な場所はないのかなどを見守り、点検することは学校や教育委員会の役割だといえます。全国には、小学生が毎日通う通学路の安全対策が必要なところが7万6千か所もあったそうです。そのうち6万7千か所で対策が完了したといいます。

自転車による事故が増えています。被害者になることもあります。近年歩行者に被害を加える事故が社会問題になっています。5年生の子どもが自転車で坂道を走行中、歩行中の女性に衝突し、女性が意識不明になりました。この事故で裁判所は9,521万円の賠償を命じました。平成25年7月のことです。現在自転車に乗るときには、ヘルメット着用が努力義務とされています。自転車での通学を認めている学校では着用を義務づけています。

これまでは被害者にならないための

交通安全教育でしたが、これからは、併せて加害者にならないよう、自転車の正しい乗り方についての指導をこれまで以上に重視する必要があります。

災害安全に関わる課題

災害には自然災害と火災など人間の不注意で起こる災害があると前述しました。阪神・淡路大震災や東日本大震災、大阪北部地震、熊本地震、能登半島地震など多発する巨大地震によって地震や津波をはじめ、さまざまな自然災害から身を守るための対策や教育に関心が高まっています。

各学校では市(区)役所や町(村)役場の協力を得て防災計画を策定し、避難訓練や防災訓練が計画的に実施されるようになってきました。

火災の発生は、日ごろから注意することによって防ぐことができます。一方、地震や津波、暴風雨、豪雪など自然が引き起こす現象そのものを人間の力で防ぐことはできません。ただ風水害や雪害、土砂災害などは、事前の気象情報によって早めに避難することができますから、こうした行動をとることで被害を最小限に抑えること(減災)が可能です。

教職員は原則3～6年で異動しますから、その地域の状況を必ずしも深く理解していません。各学校では、子どもたちの生活している地域で過去にどのような自然災害が発生したか。今後どのような災害が起こりうるかなど、ハザードマップを活用したり、高齢者から話を聞いたりして、地域の災害情報を入手するよう努めます。自然災害伝承碑から学ぶこともできます。子どもたちが生活している地域が、土砂災害警戒区域に指定されているかどうかを確認しておきます。

防災教育と聞くと、防災訓練や避難訓練を連想しますが、それだけでは十分ではありません。それらの行動の基盤(バックボーン)になる確かな知識や技能を身につける教育が不可欠です。学習指導要領では、社会科をはじめ、理科、家庭科、体育科(保健領域)、特別活動などに防災に関する指導内容や教材が位置づいています。防災に関する教育を教科等の学習指導においても重視することが大切です。

学校安全教育体制のポイント

学校安全とは、子どもたちの生命を守るため、学校に安全な教育環境と風土(安全文化)を醸成することです。

安全教育は自他の生命を守るために安全に行動することのできる子どもを育てることを目指しています。その際何より重要なことは、学校に安全教育体制を構築することです。そのための具体的なポイントは次のとおりです。

まず、学校安全の全体計画を安全教育と安全管理の側面から策定します。具体的には、生活安全、交通安全、災害安全の領域ごとに、教育と管理の両面から重点事項を定めます。これは学校安全のランドデザインです。保護者や地域の方々も理解できるよう分かりやすく表現します。

次に、全体計画を効果的に実施するため校務分掌を見なおします。運営組織として機能するよう複雑にしないことがポイントです。教職員が負担感をいだかないよう「分担と協働」を原則に、職務の内容を単純化します。

また、「安全教育」の側面では、訓練や行動に関わる内容と、その基盤になる知識や技能に関わる内容(安全に関する教科等の指導内容)の両者に関連づけます。安全教育と深く関連する教科の単元や題材を取り上げる際には「安全教育との関連」や「防災教育の視点」を明確にしておきます。

さらに、実際の指導におけるポイントです。子どもたちの生命に関わることですから、指導がどうしても教師主導になりがちです。しかし、最終的には子ども自らが安全に行動するとともに、自他や社会の安全を守るために貢献できるようにすることですから、自ら考え自ら判断し自ら行動できる子どもに成長させることが求められます。日ごろの学習指導において社会の課題の解決に必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育み、課題の解決に主体的に取り組もうとする行動力と実践的な態度を養うことが大切です。

そして、地域との連携です。具体的には、保護者や地域の住民をはじめ、警察署や消防署、自治会や消防団、交通安全協会など関係機関の協力を得つつ、地域とともに子どもたちを育てる関係をつくります。これは地域に安全文化を構築することです。

以上のように、学校における安全教育は、地域の課題や子どもたちの実態などをもとに、生活安全、交通安全、災害安全など多様な視点からアプローチし、子どもたちに安全意識を醸成し、自分の身は自分で守る行動がとれるようにします。その際、関係機関はもとより、保護者や地域住民と連携・協力して、家庭や地域社会と一体に推進します。